

## 公益財団法人 兵庫県馬術連盟 倫理委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 兵庫県馬術連盟(以下「兵庫県馬連」という。)理事会の議決に基づき、本会が兵庫県の乗馬スポーツの組織として、その自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、加盟団体共々、常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、乗馬スポーツの振興を通して、その社会的使命を果たしていくために必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 本法人及び本法人役職員の綱紀粛正の推進に関すること。
- (2) 兵庫県馬連 定款、会員規程、倫理規程、プライバシーポリシーなど関係規の遵守及び処分に関すること。
- (3) 前2項について、周知徹底を図るとともに必要に応じ事実確認等を行い、その結果を会長に具申すること。

### (委員)

第3条 委員会に、次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 委員 若干名

第4条 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。

2. 委員は、委員長が本会理事、本会所属団体役員及び学識経験者のうちから推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱日より開始し、本会理事の任期と同じく終了する。ただし再任を妨げない。

### (委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

2. 委員会の議決は、委員の多数決により決定する。
3. 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
4. この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

(本規程の変更)

第7条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

附則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。